

岩手県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を休止した旨次のとおり届出があった。

平成26年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	休止年月日
かとう肛門科外科医院	奥州市水沢区字小石田7番地1	平成25年5月1日